

令和6年度

第55回 宮崎市都市計画審議会議事録

第 55 回宮崎市都市計画審議会議事録

1. 日 時 令和6年11月12日(火) 15:00~15:45
場 所 市民プラザ 4階 大会議室

2. 出席委員

第1号委員

倉 真一、谷田 寿人、東 眞貴子、岡原 明美、詠田 トキ子、松山 茂

第2号委員

黒田 奈々、森 太

第3号委員

時任 孝俊、茜ヶ久保 眞由美

第4号委員

中島 昇(代理)、否笠 友紀、押川 浩一、阪本 哲司

計 14名

3. 議案の内容

議案第1号 宮崎広域都市計画 公園の変更(4・4・1号 宮崎中央公園)

4. 審議の経過及び結果

経 過： 別紙 議事録のとおり

結 果： 議案第1号については「原案のとおり」とする。

5. 報告の内容

(1) 宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂について

議事録署名人

印

印

事務局

お疲れ様でございます。

それでは、定刻となりましたので、これより第55回宮崎市都市計画審議会を開催いたします。本日は委員16名のうち14名にご出席いただいております。

従いまして、委員2分の1以上のご出席いただいておりますので、「都市計画審議会条例第5条第2項」の規定に基づき、本日の審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。また、この会議は公開で行われ、本日は傍聴される方がいらっしゃいます。議事録につきましては、「宮崎市都市計画審議会運営要綱 第8条第3項」の規定により、宮崎市のホームページ等で公開いたします。

それでは、これより議案の審議に入らせていただきます。「都市計画審議会条例第5条第1項」の規定により、「会長が会議の議長となる」とございますが、出口会長より、発熱のため本日不在との連絡を急遽受けましたので、「都市計画審議会条例 第4条第3項」の規定により、会長より、あらかじめ指名を受けております、倉委員にその職務の代理をお願いしたいと思います。倉委員、よろしく願います。

議長代理

それでは、本日の議案の審議を始めます。本日の議事録への署名を詠田委員と黒田委員にお願いいたします。よろしく願います。

今回、市長より諮問を受けました審議案件は1件、事務局からの報告案件が1件でございます。まず、一般案件は、議案第1号 宮崎広域都市計画 公園の変更(4・4・1号 宮崎中央公園) 続いて報告案件は、宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂についてでございます。それでは審議に入りたいと思います。

議案第1号につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

変更内容のご説明に入ります前に、都市計画変更することとなった経緯や都市計画制度の概要についてご説明させていただきます。

まず、経緯でございますが、こども基本法の成立などの国の動きや、本市における児童虐待に関する相談対応の現状等を勘案し、「児童相談所」の在り方について検討が進められました。交通利便性や、児童のプライバシーの保護、関係機関との連携など様々な観点から複数の設置場所で検討され、その後、都市公園である宮崎中央公園の一部に(仮称)みやざきこどもセンターの建設が決定し、今回都市計画審議会へお諮りすることとなりました。左下の写真につきましては、5月に開催された「(仮称)みやざきこどもセンター」の設置に係る説明会の様子でございます。

続きまして、どのような検討がされて宮崎中央公園が選定されたのかご説明いたします。まず、児童相談所の設置の考え方に関しては、「児童相談所のあり方検討委員会」において議論がなされ、交通利便性の高い区域や、関係機関との連携を考慮して右図のエリアが児童相談所の設置に望ましいエリアとされました。

その後、「児童相談所のあり方検討委員会」で議論された児童相談所の設置に関して望ましいエリア内において、スライドのとおり、6つの候補地で検討されました。

設置場所については、5つの項目で比較されておりまして、財政負担の軽減などの観点から、市有地であること、公共交通が整っていること、関係機関と緊密に連携を取れること、施設内の見下ろしを配慮し、高い建物が少ない又は、建ちにくい場所であること、建設する際に、市民生活へ影響が少ないこと、以上の項目で検討されました。

こちらが、5つの項目で比較した表になります。ご覧のとおり、宮崎中央公園の日本庭園部分が最も条件が整っているという検討結果になりました。以上が、候補地の決定に至るまでの経緯となります。

続きまして、「(仮称)みやざきこどもセンター」の建設に係る市民説明会等で寄せられたご意見でございます。主な賛成の意見としましては、「交通の便が良く、立地は最適」

という候補地に関する意見や、「相談できる機関があるのはとてもいいこと」といった機能に関する意見がありました。本市の考え方としましては、「妊娠・子育ての不安に対応し、子どもや家族から「頼りたい」と思えるような総合支援拠点を目指したい」としております。

一方で、主な反対の意見としては、「公園に設置することは反対」などの候補地に関する反対意見が寄せられたところがございます。本市の考え方としましては、「公園内の修景施設であることは十分承知しつつも、他の検討箇所との諸条件の差などから候補地を選定しておりますことから、周辺との調和を意識しながら、公園の魅力を高められるよう検討する」こととしております。

それでは、今回の議案である都市計画変更の内容について、ご説明させていただきます。

まず、都市計画制度の種類と構造についてでございます。都市計画制度については、主にスライドのような種類があり、上から、市街化区域と市街化調整区域を線引きする区域区分、住居系の地域や商業地域、工業地域などの用途地域などを定める地域地区、道路や公園、下水道については都市施設というような位置づけとなっております。

続きまして、都市施設についてご説明いたします。都市施設は、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設でございます。具体的には、以下の施設が該当します。道路・駐車場などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、下水道など供給処理施設、市場などのその他施設、都市計画制度のご説明については以上になります。

続きまして、宮崎中央公園に関するご説明になります。お示ししておりますのは、今回変更する宮崎中央公園の位置図でございまして、宮崎中央公園については本市の中心部に位置しております。

続きまして、今回変更する区域のご説明でございます。宮崎駅の東側に位置しており、周辺には、保健所などが立地しております。

続きまして、変更する区域について、都市計画変更の図書ベースでお示したものになります。先ほどと同様の凡例となっております。面積については、約5.1haから約4.5haへ減ずる変更となっております。

続きまして、宮崎中央公園の都市計画決定の概要と都市計画上の考え方でございます。まず、本公園の概要でございますが、本公園の種別は、「地区公園」として都市計画決定されております。

都市計画上の考え方でございますが、国土交通省が定める「都市計画運用指針」において、「地区公園」は、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園とされており、規模については4ha、配置については誘致距離1kmを標準とすることが望ましいとされております。今回の変更後の面積は、4haを上回る面積となっております。

続きまして、変更理由のご説明でございます。先ほどの冒頭のご説明にもありましたが、国を挙げて「子どもまんなか社会」を推進していることなどから、本市においては、宮崎中央公園の一部を、子どもを支える様々な関係機関と連携しつつ、子どもやその家庭に対して切れ目のない支援を行うための総合支援拠点である「(仮称)みやざき子どもセンター」の建設予定地とすることとなりました。

これらを踏まえ、現在の社会情勢下においては、「(仮称)みやざき子どもセンター」の敷地として供する方が、公共用地の有効利用として望ましいと判断し、本公園区域から当該建設事業に必要な区域を除外する都市計画の変更を行うこととなります。

最後に手続きのスケジュールでございますが、これまで、5月に「(仮称)みやざき子どもセンター」の設置に係る市民説明会を実施した他、都市計画変更に係る手続きとして、7月に説明会の開催に関する案内を、関係自治会に周知させていただき、地元説明会を实

施いたしました。その後、都市計画変更案の縦覧を2週間実施し意見聴取いたしましたが、都市計画変更に関する意見は無かったところでございます。

今後の流れとしましては、今回、審議会へお諮りした上で、県との協議を経まして、11月下旬頃に都市計画変更の告示を行う予定となっております。ご説明は以上でございます。

議長代理 説明は、只今お聞きのとおりでございます。それでは、議案第1号についての審議に入ります。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

委員 質問ではございませんが、意見の一つとしてお聞きいただきたいことがあります。私は以前、教育相談センターに勤務しておりました。その頃の不登校生は市内で400名～500名おり、親からの相談も多くありました。それから10年経ちまして、以前よりはるかに不登校生が増えており、全国で30数万の不登校生が現在いると聞いております。環境に馴染めず、色々な意味で支援が必要な子ども達が増えているということで、こういう施設というのは本当にこれからの社会の中では大変重要であると考えております。中央公園については、先ほど説明がございましたように、周辺的环境も良く、関係機関との連携も取れているということで、大いに進めていただきたいという要望でございます。

議長代理 それでは、事務局あるいは子ども家庭支援課の方から何かございましたら説明をお願いいたします。

子ども家庭支援課 当課は子ども達に対して、切れ目のない支援をしていくために、児童相談所および一時保護施設に加えて、児童虐待そのものに対応するだけではなく、妊娠届出提出以降の悩みや不安に対する面談等の母子保健の分野も担当しております。そういった中で、まずはベースをしっかりと築き、その他のサービスとしては地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、教育相談センターも同様に、あらゆる子どもへの相談に対しての支援や保健所との連携、ケースワーカーも携わっているため、あらゆる手段を講じて、切れ目のない支援に是非とも取り組んで参りたいと考えております。ご意見ありがとうございました。

議長代理 他にご意見やご質問ございましたらお願いいたします。

委員 市民説明会についての説明がありましたけれども、それとは別で開催した地元説明会について、どのくらいの人が集まり、どのような意見が出たのかが気になるところですが、参加者が少なかったと聞いております。参加者が少ない中で、反対意見は無く、みんなが賛成と捉えているのかをお聞きしたいと思います。

子ども家庭支援課 市民説明会に関しては、まず広く周知する前に、今年度5月16日と22日に、中央東と檜の地域協議会に参加し、協議会の委員の皆様にご説明させていただいたところでございます。その後、市民の皆様へ広く周知を行う市民説明会を5月23日、25日、29日の3回（平日、土日、夜間）開催し、説明させていただきました。

様々な方に聞いていただき、どんな意見でもいただきたく、広報には工夫してまいりました。具体的には、記者発表、ホームページ、新聞、ラジオ、SNSだけでなく、1ヶ月

程度、公園の3箇所に立て看板を設置し、利用者の方々への周知も図ってきたところでございます。結果的に、市民説明会では計164名に参加いただきました。説明会時に出た意見につきましては、資料P.6に記載をしておりますが、交通の便が良く、立地は最適ななどの賛成の意見を多くいただいたと感じております。一方で、市民説明会に参加できない方もいらっしゃいますので、ホームページでも意見の募集を行い、18件の意見をいただいたところです。また、基本構想に関してのパブリックコメント時にも意見の募集を行い、12件の意見をいただいたところです。資料P.6に記載している市民説明会等で寄せられたご意見は対面での説明会以外のホームページやパブリックコメントでの意見も含まれております。

中央公園の日本庭園という場所を使わせていただきますので、公園と調和した建物にすることや周辺の環境にも最大限の配慮しつつ、公園管理者である公園緑地課とも協議を行いながら進めていきたいと考えております。

委員 交通の利便性が良く、プライバシーが保護されると説明を受けたところですが、中央公園の日本庭園に行ってみますと、素晴らしい庭石も置いてあるんですね。あの庭石をどこにどうやって持って行くんだろうか、また、立派な樹木はどうするんだろうかと思っていたところ、庭石は細かく砕いて処分し、樹木は伐採するということを知り、私は悲しいことだなと思ってますね。この何十年の間に相当の維持管理費を費やしてあの公園が維持されているわけですから、そのあたりも含めて地元の人から何か意見がなかったのかと思ひまして、この質問をさせていただいております。庭石や樹木について、例えば造園屋さんに取り取ってもらうとか、他の施設に移動・移植させるというような再利用の可能性について、なにか説明でもあればと思いますかいかがでしょうか。

公園緑地課 まず、庭石の再利用については、検討していません。運搬についても、破碎や運搬の両方についてコスト等を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

次に、樹木については、伐採を予定しております。仮に移植を行うことになった場合は、大きな財政負担を伴うことも予測されますし、強剪定によって樹木が枯れるリスクも等もございます。それらを踏まえて伐採の方が現実的な方法ではないかと考えているところでございます。

事務局 委員の住民周知についてのご質問に対して、事務局から追加で発言させていただきます。都市計画の観点からも地元説明会を行っておりまして、7月の関係自治会の回覧周知を行い、8月に開催をしております。実際に来られた方は、3名ということで、参加者が非常に少ないという印象は当然あるかと思いますが、先ほど子ども家庭支援課からの説明のとおり、5月の市民説明会で十分な意見交換がなされたためと、私どもは捉えておりますので、周知は図られていると考えております。

議長代理 他にご意見やご質問ございましたらお願いいたします。

委員 私も以前から中央公園について色々聞く中で、建設が決まってからは賛成や反対の意見をお聞きしますが、実際のところ、直近10年間程度の間で、どの程度の利用者が訪れていたのでしょうか。

公園緑地課 どなたでも入れる場所のため、利用者の数につきましては、把握しておりません。

委員 普段からたくさんの方が行き来しているかと思いますが、利用状況について市役所職員が見た感じはどのように捉えていますでしょうか。

子ども家庭支援課 利用人数に関しては、把握が難しいところですが、南側広場の遊具施設はたくさんの子供たちが利用されており、科学技術館もございますので、人の行き来はあるかと思えます。その中で、日本庭園を建設地に選定したポイントとしまして、日本庭園箇所については、基本的に修景施設という位置付けて、遊具等が置かれている場所ではないため、捉え方は人それぞれかとは思いますが、市民の方々への影響を最小限にすることを考慮して、選ばせていただいたところでございます。

議長代理 他にご意見やご質問ございましたらお願いいたします。

ほかに、ご質問等も無いようでございますので、議案第1号につきましては「原案のとおりとする」ということでいかがでしょうか。

— 異議なしの声 —

ありがとうございます。それでは、議案第1号につきましては、「原案のとおり」といたします。以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議を終了いたします。本日の審議案件につきまして、原案のとおりご承認をいただきましたので、本日付けでその旨を市長に答申することといたします。これで議案審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

事務局 委員ありがとうございました。また、各委員の皆様におかれましても、ご審議いただき、ありがとうございました。ここで、議案審議が終了いたしましたので、関係課の皆様は退室をお願いいたします。

引き続き、事務局より報告案件としまして、「宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画」の改訂について、ご報告させていただきます。

事務局 それでは、報告事項の宮崎市都市計画マスタープラン立地適正化計画の改訂について説明いたします。お手元に資料はございませんので、正面のスクリーンをご覧ください。本計画については、現行計画と変わらない部分もございますので、変更点を中心に説明いたします。本編の表紙では、「多くの人から選ばれるまち」という基本理念を頭出ししております。「都市計画マスタープランにおけるまちづくりの基本理念」についても記載しており、その上で都市計画マスタープランの本編を見ていただくといった構成にしております。

続きまして目次になります。目次と合わせて計画の構成について説明いたします。

まず大きく分けるとCHAPTER1・2・3に関しましては、現行の都市計画マスタープランの内容でございまして、CHAPTER4・5につきましては、立地適正化計画の内容となっております。

CHAPTER1では、本計画の位置づけと役割の内容となっております。CHAPTER1の最後にまちづくりの課題をまとめたものを記載しております。

続いて、CHAPTER2は、上位計画である総合計画の方針や基本理念など基本的な方針を示す内容となっております。

続いて、CHAPTER3は、CHAPTER2の考え方や方針を踏まえまして、土地利用や、道路などの都市施設に関する方針を示す内容となっております。

続いてCHAPTER4の立地適正化計画の内容になりますが、CHAPTER3でお示した

土地利用等に関して特に市街地に関する居住や、医療、商業などの都市機能をより具体的に示す内容となっております。

最後のチャプター5になりますが、現行の立地適正化計画の一部である防災指針の内容でございまして、都市計画の観点から市民の防災に対する意識啓発であったり、今後必要な防災減災対策を示す内容となっております。

それではチャプター1「位置付けと役割」の内容を説明します。今回の改訂で、宮崎市都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体化することとして位置付けており、これを本編と資料分析編という構成に分けております。本編は今ご覧になっているものになります。資料・分析編については、これまでの本市の都市計画の歩みや、人口などの都市の現況、その他市民アンケート調査など、詳細になる内容についてこちらに記載しております。チャプター1に関する説明は以上になります。

続いてチャプター2の「まちづくりの方針」の内容を説明します。

こちらが上位計画である総合計画の方針でございまして、3つの姿を示しております。そのうちの都市基盤の分野を担う経済の観点から下段の都市計画マスタープランでは「人と自然が輝き、多くの人から選ばれる都市（まち）、みやざき」というものを基本理念として掲げております。

続いて、こちらが将来の都市構造の基本的な考え方でございます。都市構造につきましては、都市拠点を点、交通道路などの交通ネットワークを線、土地利用を面として、3つの要素から本市の基本的な骨格を概念的に示すものとなっております。こちらにつきましては、多拠点ネットワーク型コンパクトシティを現行計画から変更しないものとして、大きな都市構造の変化はしないこととしております。右側の将来の都市イメージ図につきましては、今回の改訂内容について反映しているものでございますが、大きく都市構造の変更はしておらず、既存の拠点の見直しというところが主なところとなっております。

続いてチャプター3の「施策の展開」でございまして。こちらはチャプター2の考え方を受けて、実際の土地利用や道路などの都市施設に関する内容としております。具体的には、中核拠点に関して、まちなかでの取り組みや居心地が良く歩きたくなるまちづくりに関する記載をしております。集落拠点につきましては、集落地域全体の地域活力や地域コミュニティ維持の観点から、空き家等既存ストックの有効活用に関する内容を記載しております。

次に観光リゾート拠点になります。観光リゾート拠点につきましては、観光の視点から交流人口の拡大として、農畜水産などの地場産業やマリンスポーツと連携した、土地利用の促進という内容を盛り込んで、より経済を強化するという内容にしております。

続きまして、物流工業拠点に関しまして、清武南インターチェンジの開通を受けまして、交通結節点であることを踏まえまして、新たに追加しているものでございます。

自然系土地利用のにつきまして、緑の森活用ゾーンを新たに追加しており、場所としては双石山や、加江田溪谷などに関して、本市の魅力的で緑豊かな自然環境を幅広く情報発信する旨の内容を記載するかたちで追加しております。

続きまして、チャプター4立地適正化計画について説明いたします。今回の改訂で、誘導区域の見直しをいたしました。都市機能誘導区域の設定につきまして、都市計画マスタープランにおける拠点、用途地域の指定状況、公共交通アクセス、都市機能の立地状況などで絞り込んでいきまして、誘導区域を設定しております。後ほど説明いたします居住誘導区域の設定と同様、洪水ハザード内の家屋倒壊等氾濫想定区域の箇所を誘導区域から除外した関係で面積に変更があり、従前の計画よりも約17ha縮小しております。

居住誘導区域の設定については、市街化区域などの中から法令で含まないこととすべきエリア、工業系土地利用のエリア、災害ハザードエリアのうち、レッドゾーンはもちろんのこと土砂災害についてはイエローゾーンを全て除外し、居住誘導に適する区域として誘

導区域を設定済みですが、主な見直し箇所はハザードエリアになります。本市の場合、地形上、土地柄上、水災害に係るハザードエリアの中でもイエローゾーンにかかる洪水高潮津波の浸水想定区域については中心市街地にだいぶかかっている状況ではございますが、防災減災に係るハード事業とソフト事業の実施状況、見直しなどを総合的に勘案して居住誘導区域に含める整理をしております。

ただし、津波に関しては原則2m以上は除外することとしており、これらの誘導区域設定の方針は従前から変えておりません。さらに、今回、洪水ハザードの中でも特に立ち退き避難が必要とされている家屋倒壊等氾濫想定区域につきましては、誘導区域から除外を行ったところです。このように適正な居住誘導区域の設定に係る面積の変更があり、従前の計画よりも約70ha程縮小しております。

続きまして、チャプター5「防災指針」について説明いたします。防災指針については、令和4年度に既に策定済みでございますが、本市の市街化区域内で抱える洪水、津波、土砂などの災害リスクを検討の対象として、それらに施設情報を重ね合わせることにより、各地域の課題の抽出作業を行い、各災害リスクとそれらに対する具体的な取り組みについて、地域自治区ごとに地図上に落とし込む形で、整理する「見える化」を実施したところです。今回の改訂では、高潮と大規模盛土造成地に加えて洪水のうち、高頻度から中頻度で発生する降雨規模ごとに作成された多段階の浸水想定図と、多段階の浸水想定図を重ね合わせた水害リスクマップも追加して検討したところでございます。この図は、宮崎市内中心部における災害リスクおよびハード対策・ソフト対策の取り組みを「見える化」したものです。以上が、都市計画マスタープランおよび立地適正化計画の改訂の主な内容です。

最後に、今後のスケジュールになります。本日の都市計画審議会後、11月下旬から1ヶ月間、パブリックコメントを実施いたします。パブリックコメントでいただきました意見などを基に、外部の改訂委員会や内部の改訂会議を開催し、来年2月中旬の都市計画審議会にて、お諮りし、来年3月末に改訂版を公表予定としております。以上で、宮崎市都市計画マスタープラン・立地適正化計画の改訂についての報告を終わります。

事務局

説明は、只今お聞きのとおりでございます。ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

ご質問等も無いようでございますので、これにて終了させていただきたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、第55回 宮崎市都市計画審議会を終了いたします。なお、次回の審議会のご案内になりますが、令和7年2月12日(水)を予定しております。改めてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

また、机上の審議会条例、運営要綱および傍聴規定のファイルにつきましては、次回以降も使用いたしますので、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。本日はお忙しい中、お疲れ様でございました。